

東京大学学術成果刊行助成制度及び東京大学而立賞要綱

平成 14 年 5 月 30 日	総長裁定
平成 16 年 7 月 1 日	改 正
平成 20 年 4 月 1 日	改 正
平成 21 年 7 月 16 日	改 正
平成 22 年 3 月 30 日	改 正
平成 23 年 3 月 24 日	全 改
平成 26 年 6 月 26 日	改 正
平成 27 年 4 月 2 日	改 正
平成 28 年 4 月 1 日	改 正
平成 29 年 12 月 7 日	改 正
平成 31 年 4 月 1 日	改 正
令和 2 年 3 月 26 日	改 正

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京大学学術成果刊行助成制度（以下「刊行助成制度」という。）及び東京大学而立賞（以下「而立賞」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(制度及び賞の目的)

第2条 刊行助成制度は、東京大学（以下「本学」という。）の博士課程を修了した研究者等の業績のうち、特に優れた成果に係る著作物の刊行を助成することを通じて、本学の教育研究活動により生み出された学術研究成果の普及を促進することを目的とする。

2 而立賞は、前項の制度により著作物を刊行した優秀な若手研究者を顕彰し、そのキャリア・アップに資することを目的とする。

(刊行助成への申請資格)

第3条 刊行助成を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本学の博士課程を修了した者であって、申請の時点で、博士の学位を授与された年度の翌年度の初日から6年を経過していないもの

(2) 本学の博士課程に所定の修業年限以上在学して教育課程を修了したのみで退学し、その後本学で博士の学位を授与された者であって、申請の時点で、博士の学位を授与された年度の翌年度の初日から6年を経過していないもの

(3) 助教論文（博士課程を修了することなく本学の助教に採用された者が著す博士論文に準ずる論文をいう。以下同じ。）を著した者であって、申請の時点で、当該助教論文を提出した年度の翌年度の初日から6年を経過していないもの

(刊行助成の対象となる著作物)

第4条 刊行助成の対象となる著作物は、前条各号に掲げる者が著した博士論文、助教論文又はこれらをもとに作成された著作物とする。

(刊行助成の募集及び申請の方法)

第5条 刊行助成の募集は毎年度行うこととし、その実施にあたっては本部より各部局に対して募集要項及

び申請に必要な書類等を送付する。

- 2 刊行助成を申請する者（以下「申請者」という。）は、申請書類に必要な事項を記入の上、刊行助成の対象となる著作物を添えて、学位を認定し、又は助教論文を受理した部局長（以下「部局長」という。）に提出するものとし、部局長は、それらを取りまとめて所定の期日までに本部に提出するものとする。
- 3 申請者は、申請に際して、本学の専任の教授、准教授若しくは講師又は本学の名誉教授の推薦を得なければならない。

（刊行助成への申請に際しての注意事項）

第6条 刊行助成の申請者は、次に掲げる事項を承諾した上で、申請を行うものとする。

- (1) 刊行助成制度によって刊行される著作物は、初版第1刷については無印税とすること。
- (2) 申請者は、他の刊行助成制度と重複して助成を受けることはできないこと。また、重複して助成を受けていることが判明した場合、申請者は、刊行助成を受けた金額の全部を返還しなければならないこと。

（刊行助成の対象となる著作物の選考）

第7条 総長は、当該年度における刊行助成制度の運用に当たる理事又は副学長（以下「担当理事等」という。）を指名する。

- 2 担当理事等は、選考の対象となる著作物ごとに、当該著作物に関わる分野について学識を有する者を2名以上選び、審査委員として審査を委嘱する。ただし、当該博士論文及び助教論文の審査に関係した者又は指導教員は、原則として、審査委員になることができない。
- 3 担当理事等は、審査委員の評価を取りまとめ、総長が指名する他の理事1名と協議の上、刊行助成の対象となる著作物を選考する。
- 4 担当理事等は、選考結果を総長に報告するとともに、申請者に通知する。

（刊行助成の内容）

第8条 刊行助成は、前条に基づきその対象に採択された著作物について、その刊行にかかる費用を助成することにより行うものとする。

- 2 助成の金額は、原則として1件当たり100万円未満とする。

（刊行助成制度による刊行）

第9条 刊行助成の対象に採択された著作物は、原則として、当該年度内に刊行しなければならない。

- 2 担当理事等は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を猶予することができる。
- 3 刊行助成を受けた者は、刊行される著作物のあとがき等において、本刊行助成制度による助成を受けたことを明記しなければならない。
- 4 刊行される著作物の題名については、博士論文又は助教論文の題名と異なるものとするができる。

（而立賞の授与）

第10条 総長は、第7条第4項の報告を受けたときは、刊行助成の対象に採択された著作物の著者に対し而立賞を授与する。ただし、著者が第8条に基づく助成を受けなかった場合は、而立賞を授与されなかったものとみなす。

（庶務）

第11条 刊行助成制度及び而立賞の庶務は、本部学術振興企画課が担当する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成23年度及び平成24年度に限り、申請の時点で、博士の学位を授与されてから10年以内の者及び助教論文等が当該教員の所属する組織に受理されてから10年以内の者も申請をすることができる。

附 則

この裁定は、平成26年7月1日から実施する。

附 則

- 1 この裁定は、平成27年4月2日から実施する。
- 2 東京大学学術成果刊行助成推進委員会規則（平成21年7月16日総長裁定）は、廃止する。

附 則

この裁定は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和2年4月1日から実施する。